

令和4年度国立歴史民俗博物館外国人研究員募集要項

1. 目的

日本の歴史と文化に関する研究を行うとともに、共同研究、国際交流事業、総合展示・企画展示などのプロジェクトに参加することにより、関係分野での先端的な研究を推進し、本館の研究及び事業活動の発展に寄与することを目的とします。

2. 対象分野

情報資料・歴史・考古・民俗の各研究系に関連する分野

3. 応募資格

原則として海外の研究機関に雇用され、次のいずれかに該当する者

(1) 博士の学位を有する者

(2) (1) と同等の資格又は研究能力を有する者

※必ず事前に所属する機関の長の許可を得て申請してください。

4. 募集人数

若干名

5. 招へい期間

令和4(2022)年5月1日から令和5(2023)年3月31日までの間の3ヶ月以上6ヶ月以内

6. 待遇

次の経費を本館で負担します。

(1) 給与(就業ビザ(教授)で来日後、歴博と雇用契約を締結する。)

(2) 渡航費

(3) 館外調査にかかる旅費(9.を参照のこと)

※通訳にかかる費用は本館では負担しません。

※給与からは、法令の定めるところにより、適切な税額および雇用保険料を源泉徴収いたします。

※滞在中の国民健康保険料は自己負担となります。

※雇用期間中、1月1日に日本に住民登録がある場合、帰国後に住民税の支払い義務が発生することがあります。この際、自己負担により納税いただくことに同意するものとします。

7. 施設等の利用

外国人研究員は、本館の施設、設備、図書、資料等をそれぞれの責任者の許可を得て利用することができます。

8. 宿泊施設

外国人研究員は、遠方での館外調査の際を除き、原則として、本館付設の宿泊施設を利用するものとします。

9. 館外調査

本事業の目的と研究課題に照らして必要な場合、館外の大学や図書館等での研究・調査を行うことができます。館外調査のために本事業から支給できる旅費の上限は月25,000円です。

この他、研究課題に関連する本館の共同研究、プロジェクトで行う館外調査などに参加することができます。

1 0. 申請手続き

必ず本館教員に事前に連絡のうえ、申請してください。外国人研究員を受入れようとする本館教員は、外国人研究者と十分な打合せのうえ、**令和 3 (2021) 年 12 月 10 日 (金) まで**に、次の書類を本館研究協力課企画・渉外係へ提出してください。

- (1) 外国人研究員申請書 (別紙様式による。作成に際しては別紙記入要領参照。)
- (2) 履歴書 (必ず日本語で作成すること)
- (3) 研究業績書 (著書・論文等の一覧)

※本館教員に関する情報はホームページに掲載されています。

URL <https://www.rekihaku.ac.jp/research/researcher/index.html>

※履歴書には必ず住所、電話番号、メールアドレスを記入願います。

1 1. 選考及び選考結果の通知

選考は、書面審査によって行われ、館内会議での審議を経て、館長が外国人研究員を決定します。選考結果は、令和 4 (2022) 年 2 月頃、受入教員、外国人研究者本人及び所属機関の長に通知します。

1 2. 外国人研究員の責務

外国人研究者は、以下について留意のうえ、申請及び招へい後の手続きを行ってください。

- (1) 招へい期間中、原則として継続的に日本に滞在し、報酬の有無にかかわらず他の業務に従事せず、当館において研究活動に専念すること。
- (2) 研究活動の不正行為 (研究成果の捏造、改ざん等) 及び研究費の不正使用 (研究費の私的使用、目的外使用等) を行わないように、当館の定めるルールに従い研究活動を行うこと。
- (3) 館内での口頭の研究発表、招へいによる成果に係る報告書の提出など、本館の研究の進展と学術国際交流の推進へ協力すること。

1 3. 招へい決定後の注意事項

新型コロナウイルス感染症流行等の影響により招へい期間の変更が必要となった場合は、本館教員を通じてお知らせください。個別に検討し変更の可否を決定します。なお、「5. 招へい期間」に記載の範囲を超えて期間を変更することはできません。また、疫病の流行や災害等により渡航が制限される場合や当館での事業実施が困難な場合等には、当館の判断により事業の中止もしくは延期を行うことがあります。

【問い合わせ先】

人間文化研究機構国立歴史民俗博物館
管理部研究協力課企画・渉外係

TEL 043-486-0123 内線 220

FAX 043-486-6494

Email kikaku@ml.rekihaku.ac.jp